

76.1%???

これは、川崎消防署管内の住宅用火災警報器の設置率です。

(平成28年3月末日時点)

川崎市全体では75.3%ですが、81.0%と高い設置率の地域もあります。

ここで市内において、住宅用火災警報器を設置したことにより命を救われた例、大事に至らなかった例といった奏功事例が140件以上確認されていますので、その一部を紹介します。

※川崎市では、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



## 住宅用火災警報器の奏功事例

- 1 責任者は外出し留守であったが、住宅用火災警報器が鳴動し、通行人の女性が警報音に気付いたことにより、早期に火災の発見、通報に繋がったため、大きな被害に至らなかった。
- 2 責任者が就寝中に、台所内のガスこんろ上の鍋内の食材が焦げたもので、放置すれば火災に至る可能性があったが、室内に設置されていた住宅用火災警報器が作動し、責任者本人が警報音に気づき、こんろのスイッチを消したため、火災を未然に防ぐことができた。

## 平成28年全国消防救助技術大会入賞！



川崎消防署障害突破チーム

= 愛媛県松山市会場 =



～あなたの笑顔を守り続けて～

川崎市消防特別救助隊は今年で発足50周年を迎えました！

川崎消防署警防第2課メンバーが全国消防救助技術大会「障害突破」で見事入賞を果たしました！

掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119